

SCADA Associates in Japan

Constitution and Bylaws

SCADA Associates in Japan の結成 1999 年 8 月
Constitution and Bylaws (旧 手引き) 制定 2002 年 1 月
改正 2003 年 2 月, 2004 年 1 月, 2004 年 4 月
2005 年 4 月, 2006 年 4 月, 2010 年 1 月



本会則は米国で発行された SCADA Constitution & Bylaws を参考に作成した

沿革

1959年にアメリカ歯科医師会第100回記念総会を記念して、アメリカ国内の各歯科大学を代表する学生に研究発表の機会を与える、スチューデントクリニシャンプログラム(SCP)が始められた。この第1回大会の参加者により、同窓会組織として(SCADA: The International Association of Student Clinicians - American Dental Association)が結成された。

その後、このSCPは世界各国においても広く行われるようになり、日本においては1995年に日本歯科医師会主催第1回SCP日本代表選抜大会(*注1)が行われた。国を問わず同プログラムに参加した者は全員SCADAに加入することができる。この本部はアメリカにあり世界各地のSCP出場者がアメリカを中心に毎年平均600名以上加入しており、世界各地で学术交流の輪を広げている。

日本においては1995年の第1回SCP以降、参加者の多くがSCADAのメンバーとなり個別に活動に参加してきた。1999年に日本における第5回SCPを迎えるにあたり、我々日本におけるSCADAのメンバーは、さらなる協力を行うために力を合わせて結集し、世界で初めて国別の支部組織としてSCADA Associates in Japan (SCADA-Japan)を結成した。

SCADA-Japan設立後、SCPデンツプライ事務局より年間15万円の資金補助を受けていたが、設立5年目の2003年分を以って終了した。ここに改めて、同事務局に深甚の謝意を表す。

*注1)

SCPは2007年よりSCRP(スチューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム)へとその呼称が変更された。

SCRP日本代表選抜大会は、社団法人日本歯科医師会主催、デンツプライ・インターナショナル・インク および スチューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム(SCRP)デンツプライ事務局(デンツプライ三金株式会社)の後援により、毎年夏に開催されている。

第1章 総則

第1条 名称

本会の名称は、日本における米国歯科医師会スチューデント・クリニシャン国際同窓会組織(SCADA)の会員組織を意味する「SCADA Associates in Japan (スカダ アソシエイツ イン ジャパン)」とし、略称を「SCADA-Japan(スカダ ジャパン)」とする。

第2条 目的

本組織は、以下のことを目的とする。

- 第1項 日本全国の大学歯学部・歯科大学および歯科学生に対してスチューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム（以下、「SCRP」）への参加を積極的に呼びかけるとともに、参加学生に適切な助言を与える。
- 第2項 世界の SCADA 会員と連携して、国・地方・大学・所属する医療機関等、あらゆるレベルにおいて、歯科医学に関する研究・臨床の発展に貢献する。
- 第3項 国内外の SCADA 会員との交流を推進する。

第3条 組織

第1項 組織

SCADA-Japan は、非法人の非営利組織である。SCADA-Japan は 1999 年 8 月に結成され、SCADA-Japan 総会において会員の 3 分の 2 以上の賛成により解散されない限り存続するものとする。

第2項 解散

SCADA-Japan を解散する際は、その資金または財産は会員の間で分配されることはないものとし、解散時点の役員会が決定した方法で、上記目的（第 2 条を参照）のために使用されるものとする。

第3項 定義

SCADA-Japan はその目的を達成するために、SCADA、日本歯科医師会および SCRP デンツプライ事務局などと連携を取り合う。

第4項 会計年度

SCADA-Japan の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第5項 総会

SCADA-Japan の最高決定機関は、総会とする。年次総会および臨時総会の日程は役員会で決定され、その 30 日前までに会員に通知される。

第6項 執行機関

SCADA-Japan の執行機関は、第 4 章の規定による役員会とする。また、SCADA-Japan の役員は、代表、副代表、会計、前年度代表および総会が認める

者とする。

その他、(第5章で規定される)各係は、代表の委嘱により役員会にオブザーバー参加することができる。

第2章 会員

第1条 資格

以下の資格を有する者で、SCADAの会員である者は、SCADA-Japanの会員となることができる。

- 第1項 **SCRP** 日本代表選抜大会に各大学の代表として参加したスチューデント・クリニシャン
- 第2項 **SCRP** 日本代表選抜大会に参加した各大学代表の正式な共同研究者(コクリニシャン)
- 第3項 **SCRP** 日本代表選抜大会における各大学のファカルティ・アドバイザーを最低2年間務めた歯学教育者
- 第4項 その他役員会が推薦し、総会の過半数の承認を得た者

第2条 入会

SCRPに参加したスチューデント・クリニシャンおよびコクリニシャンは、自動的に**SCADA**および**SCADA-Japan**会員となる。ただし、入会を希望しない者、途中入会希望者は役員に申し出る。

第3条 退会

退会希望者は役員に申し出る。会費を2年分滞納すると自動的に退会となる。ただし、再入会を妨げるものではない。

第4条 会員の責務と権利

- 第1項 各々の立場に応じて**SCADA-Japan**の活動に積極的に協力するとともに、国・地方・大学・所属する医療機関等、あらゆるレベルにおいて、歯科医学に関する研究・臨床の発展に貢献する。特に**Mentor**(メンター)会員は**SCRP**参加希望者からの問い合わせ等に対して、自らの経験を踏まえて適切な助言を行う。(SCADA Directoryでは、その会員氏名の最後に*印を付け、**Mentor**を公表している。また、役員は学生からの求めに応じ、**Mentor**の紹介を行う。)
- 第2項 **SCADA**ならびに**SCADA-Japan**の会費を延滞なく納入する。
- 第3項 メールアドレス・住所・所属などに変更が生じた場合には、ウェブサイト等を通

じて役員に迅速に知らせる。

第4項 SCADA-Japan 総会への出席。欠席の場合は委任状を提出する。

第5項 学位や資格および賞などを受けた時、論文や著書などを発表した時は役員に報告することが望ましい。また、年 1 回 SCADA の Corresponding Secretary 宛に英文で CV (履歴書) を提出することが望ましい。これは SCADA が発行するニュースレターなどの参考資料となる。

第6項 30 年間会費納入を行った者は生涯会員とみなし、以後の会費納入を免除する。また、総会は特別な理由が認められる場合には、役員会の推薦があった会員を名誉会員とすることができる。

第7項 その他の会員権利については別途これを定める。

第5条 SCADA-Japan の連絡手段

第1項 原則として、会員への全ての連絡は e-mail にて行うものとする。e-mail の不確認によって会員に不利益が生じてても SCADA-Japan は一切責任を負わない。

第2項 第 1 項を補うために、郵便その他の手段を用いることがある。

第6条 会費

会員は SCADA および SCADA-Japan 会費を、規定に従い期日までに納入する。

第1項 SCADA-Japan の入会金は無料。年会費は 2,000 円とし、指定口座に振り込むこととする。ただし、初年度年会費は免除する。

第3章 総会

第1条 出席者

会員およびオブサーバーとして役員会が適当と認めた関係者が出席できる。議決権は代表(議長)を含む会員により行使される。

第2条 権限

第1項 年次総会および臨時総会(以下、「総会」)は、本会の最高決定機関である。

第2項 総会は、第 4 章第 3 条の規定に従い、役員を選出する権限を有する。

第3項 総会は、本会の主催するすべての行事、決議、報告または意見を承認する権限を有する。

第3条 権限および義務の委譲

緊急の決議を要する場合には、かかる決定について、役員会がこれを代行することができる。

る。ただし、役員会は速やかに会員に説明を行い、総会にて承認を求めることとする。

第4条 総会開催の通知と招集

副代表は、会員に対し、総会の日時と場所に関する通知をする。この通知は、総会開催 30 日前までに行われる。

第5条 定足数

会員 5 名以上の出席があり、かつ出席者と委任状の総数が全会員の 4 分の 1 を超える場合に総会を開催できる。

第6条 議長と書記

代表が総会の議長を務め、書記は議長がこれを指名する。代表が不在の場合は、副代表が議長を務めるものとする。

第4章 役員および役員会

第1条 役員の数と名称

役員は、第 1 章 第 3 条 第 6 項の規定通り、代表、副代表、会計、前年度代表および総会が認める者とする。役員は総会の過半数の承認を得るものとする。役員は役員会を構成する。

第2条 資格

大学歯学部および歯科大学を卒業した正会員は、選出役員を務める資格を有する。

第3条 新役員候補の選出

当年の会計は翌年の副代表を、当年の副代表は翌年の代表を務めることを慣例とする。現役員会は、年次総会において、有資格者からなる新役員を総会に諮るものとする。ただし、やむを得ない場合はその限りではない。

第4条 在任期間

役員の在任期間は、4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第5条 欠員

役員に欠員が生じた場合、役員会が今後の措置を検討し、総会に諮るものとする。

第6条 役員会の開催と定足数

第1項 役員会は、総会の直前と代表が必要と認めたときに開催するものとする。

第2項 役員会は本人の出席による場合、または役員会の他のメンバーへの委任による場合を含め、役員会のメンバーの過半数を定足数とする。

第7条 役員会の機能・責務

第1項 役員会は、SCADA-Japan の運営上の全責任を有する執行機関である。

第2項 役員会は、SCADA-Japan の目的達成に必要と思われる係(第5章 第2条を参照)を、会員に委嘱することができる。

第3項 役員会は、SCADA-Japan 年次総会および臨時総会を招集する。

第4項 役員会は、SCADA-Japan のすべての記録および財産の保管を行う。

第5項 役員会は、会員および関係機関に対し、適宜活動報告を行う。

第6項 その他、本則および細則によって規定された任務、および総会によって指示された事項を執行する。

第8条 各役員 of 責務

第1項 代表

第1号 すべての会議および役員会の議長を務め、これを主催する。

第2号 各係の担当者を委嘱する。

第3号 他の役員と相談の上、本会の年間活動計画並びに予算を立案する。

第4号 役員会が認可したすべての書面に署名する。

第5号 会の発展や広報に役立つ活動を行う。

第2項 副代表

第1号 代表を補佐する。

第2号 代表が不在の時、その権限を代行する。

第3号 総会、その他の会議の開催を通知する。

第4号 会議の議事録を作成し、会員および役員会に報告する。

第5号 e-mail に掲載された内容を管理する。

第6号 SCADA-Japan および役員会が行う会議の出欠票・委任状等のとりまとめを行う。

第7号 SCRIP 日本代表選抜大会に関連する連絡調整を行う。

第3項 会計

第1号 本会の銀行口座の開設・管理・閉鎖を行い、予算を執行する。

第2号 本会の資金および財産の保管を行う。

第3号 総会ならびに会計監査役に対して決算報告を行う。

第4号 会費に関する通知を行い、これを徴収する。

第5章 係分担

第1条 会計監査

第1項 会計監査役は、会員の中から総会において2名が選出される。任期は1会計年度とし、再任を妨げない。

第2項 会計監査役は、役員会より提出された財務管理に関する書類を受領し、会計記録・会計処理・計算書類または財務諸表が適正であるかどうかを精査し、意見を添えて総会に報告する。

第2条 その他

代表は以下の係を会員に委嘱することができる。

- ・ 会員名簿管理担当
- ・ 同期幹事
- ・ ウェブサイト担当
- ・ メーリングリスト担当
- ・ 学術担当
- ・ ニュースレター担当
- ・ 日本歯科医学会担当
- ・ その他

第6章 改正

第1条 手続き

本会則は、総会において、有効投票数の3分の2以上の賛成によって、改正することができる。

ウェブサイトおよび連絡先

<http://www.scada-japan.org>

代表：president@scada-japan.org

副代表：vice-president@scada-japan.org

会計：treasurer@scada-japan.org

前代表：ex-president@scada-japan.org

会員名簿管理担当：register@scada-japan.org

ウェブサイト担当：webmaster@scada-japan.org

メーリングリスト担当：mlmaster@scada-japan.org

学術担当：academic@scada-japan.org

会計口座

ジャパンネット銀行 本店営業部

普通預金 1964105

口座名義 スカダジャパン